

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号: 22-0046)
2022年3月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年3月16日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0316第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
SARS-CoV-2核酸検出	(検査委託) ※ 850点
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(検査委託) ※ 850点

※ 検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定。

■ 適用日

2022(R4)年 4月 1日(金)から適用

▼ 詳細内容

下線部分が変更されました。

検査項目	SARS-CoV-2核酸検出
保険点数	(検査委託): <u>850点(425点×2回分)</u> (検査委託以外): 700点(350点×2回分)
判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査の「56」 または 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」
備考	SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、 <u>国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013－2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u> なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013－2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～(略)～

検査項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
保険点数	(検査委託): <u>850点(425点×2回分)</u> (検査委託以外): 700点(350点×2回分)
判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査の「56」 または 「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」
備考	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、 <u>国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013－2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u> なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013－2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～(略)～